

令和3年9月市議会定例会
副市長報告案件説明

報告案件につきまして、御説明申し上げます。

報告第24号及び報告第25号の2件は、いずれも道路管理上及び施設管理上の事故に係る損害賠償で、報告第24号は、本年6月、市内居町で発生したもの、報告第25号は、本年7月、市内大豆島で発生したものでございまして、市長専決処分指定の件第4の規定により、それぞれ専決処分いたしましたものでございます。

次に、報告第26号 地方独立行政法人長野市民病院の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申し上げます。

初めに、令和2年度の事業実績につきましては、地域の中核病院として、他医療機関等との機能分担、連携強化を図りながら、長野市民病院が担うべき医療である「救急医療」、「がん診療」、「脳、心臓、血管診療」を中心に診療機能の一層の充実に努め、訪問看護ステーションや地域包括ケア病棟を活用し、在宅療養や在宅復帰の支援にも積極的に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、地域の関係機関と連携して、感染患者の入院受け入れや発熱患者の外来診療・検査などへ適切に対応いたしました。

その結果、延べ入院患者数は13万833人、延べ外来患者数は20万8,786人となっております。

また、令和2年度決算は、経常収益159億6,690万7,504円に対し、経常費用は155億7,171万9,652円で、総利益は、3億9,518万7,852円の黒字決算となったものでございます。

次に、令和3年度の事業計画につきましては、長野医療圏北部における医療の拠点として地域完結型医療の実現を目指してまいります。また、病院再整備事業につきましては、令和4年度の着工に向けて、実施設計を進めてまいります。

主な年度目標として、新入院患者数1万1,600人、医業収支比率92.8%などを

設定し、予算では収入総額 153 億 5,500 万円、支出総額 154 億 6,100 万円を見込む
ものでございます。

次に、報告第 27 号及び報告第 28 号の 2 件は、いずれも地方独立行政法人長野市
民病院の業務実績に関する評価結果につきまして、地方独立行政法人法第 28 条
第 5 項の規定により御報告申し上げるものでございます。

まず、報告第 27 号 地方独立行政法人長野市民病院の令和 2 年度の業務実績に
関する評価結果について、御報告申し上げます。

本件につきましては、評価委員会の意見を聴いた上で、設立団体の長である市長
が評価を行うものでございます。

評価を実施した結果、総合評価を「中期目標及び中期計画の達成に向け計画どお
りに進んでいる」といたしました。

これは、令和 2 年度の年度計画に沿って、長野市民病院が取り組むべき医療に適
切に対応しており、経営面においても効率的かつ効果的な業務運営によって黒字を
確保するなど、中期目標の達成に向け、着実に年度計画を実行していることを評価
したものでございます。

次に、報告第 28 号 地方独立行政法人長野市民病院の中期目標期間の終了時に
見込まれる中期目標期間における業務実績に関する評価結果について、御報告申し
上げます。

本件につきましては、令和元年度から令和 3 年度までの 3 か年の中期目標期間の
終了時に見込まれる業務実績を評価委員会の意見を聴いた上で、市長が評価するも
のでございます。

評価を実施した結果、総合評価を「中期目標を予定どおり達成する見込み」とい
いたしました。

これは、中期目標に基づき策定された中期計画に沿って、長野市民病院が取り組
むべき医療に適切に対応しており、経営面においても法人移行後 5 年連続で黒字を
確保するなど、中期目標の達成に向け、着実に事業を進捗させていることを評価し

たものでございます。

次に、報告第 29 号から報告第 32 号の 4 件は、いずれも長野市が一定割合以上を出資している法人の経営状況につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第 29 号 公益財団法人ながの観光コンベンションビューローの経営状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、令和 2 年度の事業実績でございますが、コンベンション事業につきましては、各種コンベンション及び合宿の誘致に努めてまいりました。

また、観光振興事業につきましては、観光案内所の運営、各種宣伝媒体等を活用した観光宣伝事業、旅行業登録による着地型旅行商品の企画・販売、フィルムコミッション事業等を実施したほか、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 か年を期間とする長野市観光振興計画に関連した事業を展開いたしました。

この結果、令和 2 年度の決算額につきましては、コンベンション事業費として 3,902 万 7,656 円、観光振興事業費として 3 億 4,199 万 9,553 円、管理費と合せた経常費用計は 4 億 1,249 万 9,809 円となり、正味財産期末残高は 1 億 1,949 万 8,046 円となったものでございます。

また、令和 3 年度の事業計画及び予算につきましては、コンベンション事業費として 7,176 万 8 千円、観光振興事業費として 3 億 4,991 万 8 千円を計上したものでございます。

次に、報告第 30 号 株式会社エムウェーブの経営状況につきまして、御報告申し上げます。

第 24 期の事業実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、イベント中止等による貸館申込みのキャンセルが相次ぎ、売上及び利用者数が大幅に減少し、非常に厳しい経営となりました。

初めにエムウェーブ部門ですが、貸館運営に関しましては、前年と比較して、売

上は9割減少し、入館者数は1万9,084人で、約26万人の減少となりました。

アイスリンク運営に関しましては、全日本スピードスケート距離別選手権大会や全日本選抜スピードスケート競技会長野大会等が開催され、ナショナルトレーニングセンターやスケート教室等を含めたスケート関連の入場者数は6万2,550人となりました。

次に、ビッグハット及び若里市民文化ホール部門ですが、貸館運営に関しましては、前年と比較して、売上は7割減少し、入館者数は6万5,272人で、約25万人の減少となりました。

アイスリンク運営につきましては、全日本フィギュアスケート選手権大会が開催されるなど、スケート関連の入場者数は1万1,459人となりました。

これらの結果、第24期決算につきましては、売上高が5億531万3,470円となり、販売費及び一般管理等5億4,474万8,330円を差し引き、3,943万4,860円の営業損失となりました。

ここに営業外損益を合わせた経常損失は3,191万4,976円、税引き後の当期純損失は3,224万3,477円の赤字決算となったものでございます。

続いて、第25期の事業計画及び予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く見込みの中、予防対策を最大限講じつつ、大型イベントの企画、誘致を進めてまいります。

また、北京冬季オリンピックシーズンに当たることから、競技団体と連携し各種スケート競技大会の盛り上げを図るとともに、大勢の皆様にはスケートを楽しんでいただけるよう、スケートの魅力について積極的な情報発信に努めてまいります。

運営面においては、営業収益を5億5,537万2千円、営業費用は5億8,146万6千円を見込むものでございます。

次に、報告第31号 一般財団法人長野市文化芸術振興財団の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

令和2年度の事業実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部公演を中止又は延期したものの、緊急事態宣言下の休館が終了して以降は、感

染防止対策を徹底し、安全で快適な管理運営に努めるとともに、多くの公演を実施いたしました。第二期指定管理の2年目として、「創る・楽しむ・育む・つなぐ」の4つの事業コンセプトのもと、シーズンプログラム・プロデューサーやレジデント・プロデューサーと協力しながら、長野市芸術館オリジナルプログラムの提供に努めてまいりました。

また、コロナ禍の新たな取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により公演の機会が減少したアーティストによる無料動画配信サービス「おうちで芸術館ムービー」を休館期間に計画的に配信するなど、アーティスト支援にもつながる取組を行ったほか、貸館事業につきましては、施設利用料金の割引を行い、市民等による文化芸術活動の推進と施設の利用促進を図ることで、割引適用期間の利用率は、前年度と同程度の稼働率とすることができました。

これらの結果、令和2年度の決算につきましては、経常収益が3億6,085万2,611円、経常費用は3億6,098万9,431円となり、経常外費用を控除した税引き後の正味財産期末残高は1億4,385万3,347円となったものでございます。

また、令和3年度の事業計画及び予算につきましては、長野市芸術館が開館5周年を迎えることから、第二期指定管理のテーマである「ともに成長」を念頭に、「市民参加」と「台風災害からの復興」をテーマに、年間を通じて5周年を盛り上げる企画を展開することとし、収益並びに費用はともに同額の4億6,422万9千円を見込むものでございます。

次に、報告第32号 公益財団法人長野市スポーツ協会の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

令和2年度の実績につきましては、加盟42団体に対し、競技水準向上事業として、選手・指導者の強化・育成等に対し、21件の補助を、スポーツ普及・交流事業として、市民スポーツイベントや教室開催事業等に対し、43件の補助を行いました。

この結果、令和2年度の決算につきましては、スポーツ振興支援事業費として、2,759万4,076円、管理費と合わせた経常費用計は、3,707万5,224円となり、正味財産期末残高は6,410万6,403円となったものでございます。

次に、令和3年度の事業計画及び予算につきましては、スポーツ振興支援事業費として3,759万6千円、人件費と合わせた管理費として945万円を計上したものでございます。

報告第33号及び報告第34号につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により義務付けられているもので、地方公共団体の財政の健全度を示す指標として、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

初めに、報告第33号 健全化判断比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「健全化判断比率報告書」を御覧いただきたいと思います。

四つの健全化判断比率のうち、まず、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示した「実質赤字比率」であります。比率算定の計算結果がマイナスとなりましたので、「実質赤字はない」という結果となりました。

次に、公営企業会計まで含めた市の会計全体を対象とした「連結実質赤字比率」につきましては、同様に比率算定の計算結果がマイナスとなり、「連結の実質赤字はない」という結果となりました。

次に、公債費及び公債費に準ずる経費による財政負担の度合いを示した「実質公債費比率」につきましては、3.6%となりました。

最後に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を示した「将来負担比率」につきましては、42.8%となりました。

以上、全ての比率において、「早期健全化基準」を下回る結果となりました。

続きまして、報告第 34 号 資金不足比率の報告につきまして、御説明申し上げます。

お手元の「資金不足比率報告書」を御覧いただきたいと思います。

この「資金不足比率」につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示したものでございます。水道事業会計など、5つの全ての会計において、比率算定の計算結果がマイナス、すなわち「資金不足がない」という結果となり、いずれも「経営健全化基準」を下回る結果となりました。

以上で、報告案件の説明を終わります。